コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

GEOMATEC CO.,LTD.
最終更新日：2015年12月21日
ジオマテック株式会社
代表取締役社長 松崎　建太郎
問合せ先：管理部総務課　045-222-5725
証券コード：6907
http://www.geomatec.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを株主と経営者の関係の規律付けを中心とした企業活動を律する枠組みと捉え、下記の機能を十分認識しつつ取締役会、監査役会の役割を果たしてまいります。
・株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
・株主以外の利害関係者（ステークホルダー）の権利・利益の尊重と円滑な関係が構築されること
・すべての利害関係者の権利・利益が守られるため適時適切な情報開示により、企業活動の透明性が確保されること
なお、当社は監査役会設置会社形態を採用しておりますが、効率的でかつ十分な経営監視機能が確保されていると考えております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】** 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| （有）松崎興産 | 1,389,800 | 15.18 |
| 松崎建太郎 | 425,400 | 4.64 |
| みずほ信託銀行（株）退職給付信託 | 394,800 | 4.31 |
| （株）三菱東京UFJ銀行 | 303,800 | 3.31 |
| ジオマテック従業員持株会 | 202,480 | 2.21 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 154,000 | 1.68 |
| 梅田泰行 | 107,100 | 1.17 |
| 第一生命保険（株） | 105,000 | 1.14 |
| （株）アイ・アンド・イー | 80,400 | 0.87 |
| （株）みずほ銀行 | 80,200 | 0.87 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

大株主の状況は2015年9月30日現在の状況です。
なお、同日現在で大株主の状況に記載の他に当社が保有する自己株式1，242，032株（割合13．57%）があります。

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 電気機器 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、その他のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える事実等はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 7 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 澤口　学 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 澤口　学 | ○ | ――― | 大学教授としての見識と産業経営学の専門的な知識を当社の経営に活かして頂けるものと判断したため。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査役・監査役会と会計監査人との連携状況＞
1.監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。
2.監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し、監査の実施状況について報告を求めております。
3.監査役会は、会計監査人と定例会合を持ち、情報を受け、意見交換を行っております。
4.監査役会において、会計監査人から取締役の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、協議の上、監査役は調査を行い、取締役に対し、助言及び勧告等必要な措置を講じております。

＜監査役・監査役会と内部監査部門との連携状況＞
1.監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の結果を活用し、効率的な監査を行うよう努めております。
2.監査役会は、監査上の必要性に従い、内部監査室からの報告を求め、また特定事項の調査を依頼しております。
3.年間計画に基づき合同監査を実施しております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 寺西尚人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 堀江正機 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | ○ |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 寺西尚人 | ○ | ――― | 公認会計士・税理士の立場から執行者より独立した良識ある視点で監視・監督を行っており、最適であります。 |
| 堀江正機 | ○ | ――― | 税理士の立場から執行者より独立した良識ある視点での監視・監督を行っており、最適であります。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

澤口学氏は、大学教授としての見識と産業経営学の専門的な知識から意見を述べるとともに、経営全般に客観的な助言を行っております。
寺西尚人氏は、主に公認会計士・税理士として財務・会計の見地から意見を述べ、取締役会の意志決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、財務・会計の見地から意見を述べております。
堀江正機氏は、主に法令や定款の遵守にかかる見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会の監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、税務の見地から意見を述べております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

当社では、会社業績に対する経営責任を明確化するとともに業績向上と企業価値向上に向けた取締役の経営意識の徹底と業務執行意欲の向上を指向するため業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

全取締役への報酬の総額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

前期実績（5名）の全取締役に支払った報酬総額は、109,560千円であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役・監査役に対する定期的な情報伝達は、年間計画に基づき開催する取締役会・監査役会で行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役、取締役会）
取締役会は、現在、独立役員である社外取締役1名を含む5名の取締役から構成されており、内部統制システムの体制整備に関する方針等、会社法に定める事項その他経営、業務執行に関する事項を決定するとともに、代表取締役が統括する業務執行につき定期的及び必要に応じて報告を受け、これを監督しております。取締役の多くはそれぞれ各主要組織の責任者として業務執行に携わっておりますが、取締役がより経営と監督に注力できるよう、7名の執行役員を置き、業務の分担を行っております。

（監査役、監査役会）
当社は、監査役会設置会社です。現在監査役は3名であり、うち2名が独立役員である社外監査役です。監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画に従い、業務の分担を行い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席のほか、重要書類の閲覧、また業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の厳正な監査を行っており、経営への監視機能を果たしております。また、内部監査部門及び会計監査人と密接に連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

（経営会議）
執行役員、監査役、及び部長で構成される経営会議を毎月開催し、年度計画に基づいた事業活動の進捗、計画達成のための営業、開発・製造、管理体制の戦略・戦術を討議・検討を行っております。また結果に関しては取締役会に報告されます。

（内部監査室）
当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室では定期的に行う監査に加え、内部統制監査を通して業務の適正性や効率の向上を目的とした業務フローの見直しも適宜行っております。また監査役会と密接な連携を行っております。

（会計監査人）
当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、定期的な監査を受けております。

（指名、報酬決定等）
取締役候補者の選定は、代表取締役社長が発案し、取締役会にて決議しております。
報酬の決定は、取締役については報酬枠内で役位に応じて決定しております。なお、内訳については内規に基づき代表取締役社長に一任しております。
監査役については、報酬枠内で監査役会にて決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上に向けて業務執行における迅速かつ的確な意志決定と、株主・投資家に対してより透明性の高い公正で効率的な経営を実現することにより、正当な利益を上げることを図るようコーポレート・ガバナンスの体制を検討した結果、現在の体制となっております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 17日前に発送しております。 |
| その他 | 事業報告を映像を用いて行い、理解しやすくしております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 誠実で透明性の高い経営を目指し、証券取引等の諸法令など各種法令を遵守することはもとより、株主・投資家の皆様に、適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」に準拠した情報並びにその他の重要な情報を、迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報についても、積極的に開示いたします。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 半年ごとに社長・情報開示担当役員などによる決算説明会を実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 四半期ごとに決算情報を開示しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR委員会を設置し、適時開示ルールの範囲で活動しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コンプライアンス委員会を設置し、企業行動規範を定め、企業倫理・法令遵守を果たすべく取り組んでおります。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | CSR委員会を設置し、当社の事業に応じた企業責任を果たすべく活動しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | IR委員会において情報開示方針を作成しました。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
（1） 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
A．取締役会は、取締役会規程を定め、適切な運営を確保する。取締役会は、月１回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役並びに取締役会に報告し、是正を図る。
B．取締役の職務執行は監査役の監査対象であり、監査役会の定める方針及び分担に従い監査される。
C．コンプライアンス委員会を設置し、取締役、使用人を含めた行動の規範として「企業行動規範」を定め、遵守を図る。
（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、特に重要な情報については永久保管とする。また、必要に応じて１０年間は閲覧可能な状態を維持する。
（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
A．事業に係るリスクとして、以下のリスクを認識する。
・経営リスク：戦略リスク、市場リスク、法務リスク、財務リスク
・災害リスク：自然災害、事故
・その他：政治リスク、経済リスク、社会リスク
B．リスク管理体制の基礎としてリスク管理規定を定める。個々のリスクについて管理責任者を定め規程に沿ったリスク管理体制を構築する。
不測の事態が発生した場合には、社長を責任者とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、被害を最小限に止める。対策本部では、必要に応じて弁護士等外部の助言を求め最適な方策を実施する。
（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
A．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として取締役会を月１回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催する。
経営戦略等に係わる重要事項については事前に関連執行役員をまじえた経営会議による議論、審議を経て執行決定を行う。
B．取締役会の決定に基づく職務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれ責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定める。
（5） 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
A．コンプライアンス委員会を設置し、「企業行動規範」を定め、法令・定款違反行為等を未然に防止する。また、コンプライアンス教育を随時実施する。
B．内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を置く。
C．取締役は、法定違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
D．法令・定款違反、その他のコンプライアンスに関する事案についてコンプライアンス委員会に直接通報できる内部通報制度を設ける。
コンプライアンス委員会は、必要に応じて弁護士に応じて弁護士等外部の助言を受け、適正な処理案を作成し、取締役会へ上申する。
E．監査役は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
F．反社会的勢力による不当要求等に対応する所管部門を総務グループと定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備する。反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
（6） 株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
A．グループ会社に適用する行動指針として、「企業行動規範」をグループ企業に展開する。当社による経営管理を関係会社管理規程に従い実施し、必要に応じてモニタリングを行う。
取締役及び使用人はグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、監査役並びに取締役会に報告する。
B．グループ会社が当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反するなどコンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに当社内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告する。
内部監査室またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役及び取締役会に報告を行うとともに意見を述べる。監査役は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
（7） 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
A．監査役の職務を補助するため監査役より要求ある場合は、使用人から監査役補助者を任命する。
監査役補助者の評価は、監査役が行い、監査補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会がこれを定めることとし、取締役からの独立を確保する。
B．監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないことを基本とする。
（8） 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
A．取締役及び使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
B．監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人の執行状況を把握する。監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。
C．内部通報に関する規則を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反等コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

### 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ジオマテック企業行動規範」に基づき反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本としており、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取っております。
又、警察が主催する連絡会にも加入するなど平素より外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。
なお、管理部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する物の在り方として、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。
もっとも、当社は上場会社であり、株主構成は市場での自由な取引を通じて決まるものであるため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意見に基づき決定されるべきものと考えております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意志決定と株主・投資家に対してより透明性の高い公正で効率的な経営を実現することがコーポレートガバナンスの重要な目的と考えております。
当社は、監査役会制度会社でありコーポレートガバナンスを充実させる一環として、株主総会の充実、取締役会の「経営の意志決定」の迅速化及び「執行監督機能」の強化、執行役員の「業務執行機能」の強化、監査役の「監査機能」の強化、情報開示の充実等に取り組んでおります。

